

令和 7 年 6 月 13 日

保護者各位

家計急変 による

「私立高等学校等奨学のための給付金」申請のご案内

敬愛学園高等学校

校長 卯月 睦彦

千葉県では、全ての意思ある生徒が安心して教育を受けられるよう、授業料以外の教育費（教科書、通学用品など）負担を軽減するため、私立高等学校等に在学する高校生等のいる一定の要件を満たす世帯に「私立高等学校等奨学のための給付金」（返済不要）を支給しています。この支援事業につきまして、例年実施している通常給付（非課税世帯並びに生活保護受給世帯が対象）の他に、失職、倒産等の事由により、家計が急変した世帯（定年退職、自主退職等は対象外）へも支援を行っています。（高等学校等就学支援金とは別の制度となります）

つきましては支給要件等をご確認いただき、申請される場合は事務室まで申請書類を受け取りに来てください。

なお、例年実施している非課税世帯並びに生活保護受給世帯を対象とする通常給付の申請は、令和 7 年度就学支援金が決定し、給付金の受給対象と見込まれる方へ学校から申請書類を郵送し、手続きをしていただく予定です。（9 月末頃を見込んでおります）

※今回の申請は家計急変した方が対象になりますので、令和 7 年度において非課税世帯並びに生活保護受給世帯の方は通常給付で申請をお願いします。

※家計急変給付と通常給付の重複申請はできませんのでご注意ください。

1. 支給要件

P.4『令和 7 年度「千葉県奨学のための給付金（家計急変）」制度について』をご確認ください。

また申請にあたっては、P.3「千葉県私立高等学校等奨学のための給付金 対象確認シート（家計急変）」により支給区分を必ず確認してください。

【注意】

生徒に児童福祉法による児童入所施設措置費（見学旅行費又は特別育成費（母子生活支援施設の高校生等を除く））が支給されている場合は、対象外です。

2. 支給額

P.4『令和 7 年度「千葉県奨学のための給付金（家計急変）」制度について』をご確認ください。

3. 提出先

令和 7 年 12 月 5 日（金）まで随時受付

提出先：敬愛学園高等学校 事務室

4. 審査結果と支給方法

千葉県の審査完了後、認定(不認定)通知書を学校を通じて郵送します。

その後、認定された方については学校徴収金等の未納がある場合は相殺し、学費振替指定口座に給付額を振り込みます。※ 詳細は支給決定時にお知らせします。

5. 申請書類

次の①～⑥の書類が必要となります。また、この他に必要な場合は個別に連絡いたします。

番号	必要書類
①	奨学のための給付金（家計急変）給付申請書（様式第1号）
②	委任状（第8号様式）
③	申請者（保護者等）の住民票 ※認定基準日に申請者（保護者等）が千葉県在住であることが分かるもの
④	家計急変の発生事由を証明する書類 ※ア～カのいずれか1つ ア. 離職票 イ. 雇用保険受給資格者証 ウ. 解雇通告書 エ. 破産宣告通知書 オ. 廃業等届出 カ. その他、発生事由が確認できる書類 等
⑤	家計急変後の収入を証明する書類（家計急変後、3か月分） ※ア～オのいずれか1つ ア. 会社作成の給与見込 イ. 直近の給与明細 ウ. 帳簿 エ. 税理士又は公認会計士の作成した証明書類 オ. その他、家計急変後の収入が確認できる書類 等
⑥	世帯構成がわかる書類 ※ア～イのいずれか1つ ア. 扶養親族の記載がされている課税証明書 イ. その他、世帯構成が確認できる書類等

【問い合わせ先】

敬愛学園高等学校 事務室

Tel 043-251-6361

千葉県私立高等学校等奨学のための給付金 対象確認シート
認定基準日…申請日の属する月の初日

家計急変の場合

※申請に係る高校生等ひとりひとりについて以下の質問にお答えください。

Q1 私立高等学校等に平成 26 年度以降に入学し、認定基準日現在在籍しており、保護者等が千葉県内に在住していますか？

YES → NO → 該当しません

Q2 就学支援金または高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援及び専攻科の生徒への修学支援に係るものに限る。）の支給を受ける資格を有する者に該当しますか？

YES → NO → 該当しません

Q3 対象の高校生等は、専攻科の生徒ですか？

NO → YES →

Q4 生活保護（生業扶助）を受給していますか？

NO → YES → 該当しません

Q5 家計急変後の保護者等全員の収入が道府県民税所得割及び市町村民税所得割額非課税相当ですか？

YES → NO（全日制、定時制、通信制に在籍） → 該当しません

NO（専攻科に在籍） →

Q6 対象の高校生等は、通信制または専攻科の高校生等ですか？

YES → NO（全日制または定時制に在籍） →

Q7 家計急変後の保護者等全員の収入について、道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額の合算額が 105,500 円未満に相当しますか？

YES → NO →

Q8 家計急変後の保護者等全員の収入について、道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額の合算額が 105,500 円以上 264,500 円未満に相当しますか？

該当しません ← NO → YES →

Q9 扶養する子が 3 人以上いますか？

該当しません ← NO → YES →

年額 52,100 円※
支給区分 2(2)の書類を御用意ください。

年額 152,000 円※
支給区分 2(1)の書類を御用意ください。

年額 10,420 円※
支給区分 3の書類を御用意ください。

年額 10,420 円※
支給区分 4の書類を御用意ください。

※7月1日以前に家計急変した者については年額を給付し、7月2日以降に家計急変した者については、年額×家計急変月の翌月～3月までの月数／12月の額を給付。

御不明な点があれば、千葉県総務部学事課私学振興班 奨学のための給付金担当（043-223-2162）まで御連絡ください。

令和7年度「千葉県奨学のための給付金（家計急変）」制度について

災害などを起因として家計が急変した世帯（※）への支援を行います。

※ 定年退職、自主退職等は対象外となります。

1 給付金の支給対象となる世帯

申請日の属する月の初日を認定基準日とし、当該期日に以下のすべての要件に該当する世帯が対象となります。

- (1) 家計急変後の保護者等（父・母である場合は両方）の収入が、住民税非課税相当額等であること（生活保護（生業扶助）受給世帯は除く）※

【収入・所得の目安】

世帯構成	年収基準額	年間所得基準額
2人世帯	約204万円	135万円
3人世帯	約220万円	147万円
4人世帯	約270万円	182万円
5人世帯	約320万円	217万円
6人世帯	約370万円	252万円

※ 専攻科の生徒の場合、家計急変後の保護者等の収入が、年収約380万円未満の世帯（扶養する子が3人以上いる場合は年収約600万円未満）の世帯も対象となります。

- (2) 保護者等が千葉県内に在住していること。

※ 県外に在住している場合には、在住している都道府県へ申請することとなります。

- (3) 高校生等が認定基準日に在籍し、修学していること。

2 支給額（高校生等1人あたり年額）

家計急変した月により給付額が異なります。

○7月1日までに家計急変 → 満額（下記年額）

○7月2日以降に家計急変 → 年額／12×家計急変月の翌月～3月までの月数

例）7月家計急変、区分①の場合 → $152,000 / 12 \times 8月 = 101,333円$

給付区分	支給額（年額）
①全日制・定時制（非課税相当）	152,000円
②通信制・専攻科（非課税相当）	52,100円
③専攻科（年収約380万円未満の世帯（②を除く）※）	10,420円

※ 扶養する子が3人以上いる場合は年収約600万円未満まで対象

3 申請方法

○保護者等が千葉県内に住所を有し、子が千葉県内の私立高等学校等に在学している場合

・・・・・・在学する私立高等学校等を通じて申請してください。

（申請書類・提出期限等は学校の指示に従ってください。）

○保護者等が千葉県内に住所を有し、子が千葉県外の私立高等学校等に在学している場合

・・・・・・千葉県総務部学事課（私学振興班）へ直接申請（郵送）してください。

●申請書類 千葉県のホームページからダウンロードしていただくか、千葉県総務部学事課へご連絡ください。（県から郵送いたします。）

●提出期限 令和7年12月19日（金）まで随時受付します。（当日消印有効）

※特段の事情により、提出期限を過ぎる場合は、下記連絡先までご連絡ください。

<千葉県ホームページ>

<https://www.pref.chiba.lg.jp/gakuji/shiritsutou/gakuhi-josei/josei-kyuufukin-kakei.html>

問い合わせ・提出先：千葉県総務部学事課（私学振興班）

〒260-8667 千葉県千葉市中央区市場町1-1 TEL 043-223-2162